

排水構造物にオーバーフロー管を設ける際のご注意

土地区画整理法第76条許可申請に伴い、区画道路内の排水側溝に浄化槽の排水や雨水のオーバーフロー管を計画する場合、別途、道路法第32条に基づく道路占用の許可申請を協会窓口へ提出し、許可を得てから施工してください(詳細は当協会ホームページをご確認ください)。

添付書類は、案内図、平面図、縦断図、構造図(※その他必要書類)です。

オーバーフロー管は口径 100mm以下とし、設置位置は、側溝蓋高から200mmの土被りとなるように計画し、構造図を作成してください。

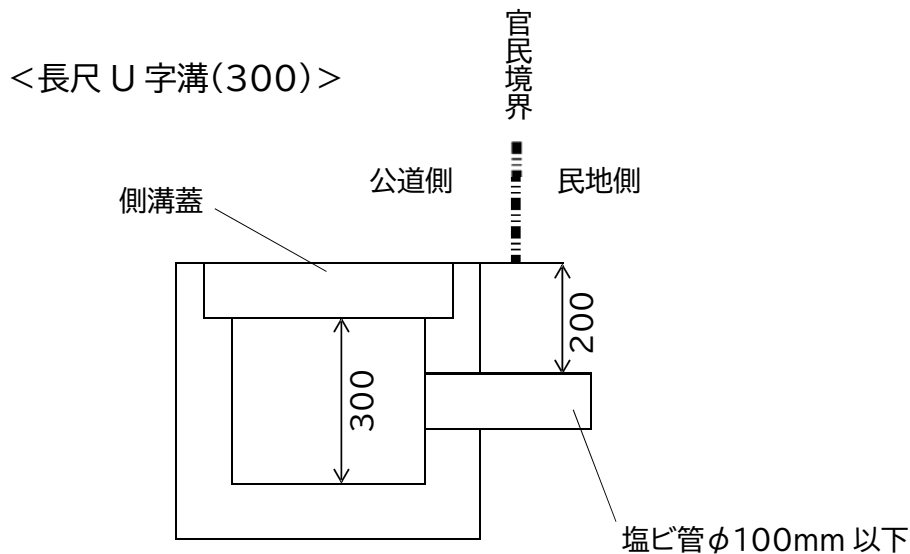


図1 側溝への接続方法(例)

側溝の構造が上記図と異なる場合については、76条許可申請の事前協議の際にご相談ください。

また、現道への排水計画については、さいたま市の道路管理者との協議が必要になります。ご注意ください。